

体罰・暴力行為等に対する処分等の基準について

令和 2 年 3 月
大阪市教育委員会

大阪市教育委員会は、平成 25 年 9 月に策定した「体罰・暴力行為の防止及び発生時の対応に関する指針」において、非違行為を行った児童生徒に対する懲戒目的の「体罰」と、児童生徒に非違行為がなく懲戒目的とは言えない「暴力行為」を明確に区別しました。いずれも法的に禁止された許されない行為ですが、懲戒処分及び行政措置（以下「処分等」という。）の量定については、「**児童生徒の非違行為に対する行為**」と「**非違行為のない児童生徒に対する行為**」を同一基準で判断することは適当でないと考えられ、「**非違行為のない児童生徒に対する行為**」に対しては一層厳正に対処していくこととし、下表のとおり「体罰・暴力行為に対する処分等の基準」を設定しています。

また、平成 29 年 3 月の改正により、言葉による脅し、配慮のない言葉等によって、精神的な苦痛を与える「言葉の暴力」や威嚇行為（以下「暴言等」という。）も、児童生徒の人権を侵害する行為で許されないものであり、これについても処分等の対象としたところです。

さらに、この間、過去に体罰・暴力行為等により懲戒処分を受けた教職員が、再度体罰・暴力行為等を行い処分に至る事案が多数発生していることから、下記「◆共通の加重基準」における加重の考え方を整理しました。

本基準は、公表し、広く周知していくことで、教職員の更なる自覚を促し、暴力的指導に頼らない、人格の尊厳に根ざした指導を徹底するとともに、学校教育への信頼に繋がたいと考えています。なお、本基準は、大阪市職員基本条例第 28 条及び別表の定める懲戒の基準を遵守し、その公正かつ厳格な運用を図るものです。

◆体罰・暴力行為に対する処分等の基準

体罰・暴力行為に対する処分等の基準区分	校長指導	行政措置		懲戒処分					備考
		口頭注意	文書訓告	戒告	減給			停職	
					1月	3月	6月	1月	
①傷害がなく、児童生徒の非違行為に対する行為が1回のみで、被害児童生徒が1人の場合	○								
②傷害がなく、児童生徒の非違行為に対する行為が1回のみで、被害児童生徒が複数の場合		○							
③傷害がなく、児童生徒の非違行為に対する行為が複数回の場合			○						
④児童生徒の非違行為に対する行為、傷害がある場合(傷害が軽微な場合)				○					
⑤児童生徒の非違行為に対する行為、傷害がある場合					○				
⑥傷害がなく、非違行為のない児童生徒に対する行為が1回のみで、被害児童生徒が1人の場合				○					
⑦傷害がなく、非違行為のない児童生徒に対する行為が1回のみで、被害児童生徒が複数の場合					○				
⑧傷害がなく、非違行為のない児童生徒に対する行為が複数回の場合						○			
⑨非違行為のない児童生徒に対する行為で、傷害がある場合(傷害が軽微な場合)							○		
⑩非違行為のない児童生徒に対する行為で、傷害がある場合								○	

※傷害の定義…人の生理的機能に障害を与えること又は健康状態を不良にすること。

◆暴言等に対する処分等の基準

児童生徒の人格、人権、能力を否定するような言葉や、指導・注意喚起等の目的・程度を逸脱した威嚇などにより、児童生徒が精神的な苦痛を受けたことが明白に認められる場合、それらの状況を勘案して処分等の量定を決定する。

処分等の指標
暴言等の内容がどの程度悪質であるか
暴言等をどの程度常習的に繰り返していたか
暴言等による児童生徒の苦痛がどの程度重篤であるか(欠席・不登校等)

◆共通の加重基準

共通の加重基準	加重
a. 過去に体罰・暴力行為等による校長指導や行政措置を受けている場合	+1から+3
b. 過去に体罰・暴力行為等による懲戒処分を受けている場合	+3から+6
c. 当該教職員の事案未申告	+1から+3
d. 当該教職員が管理職の場合	+1から+2

◇上記「共通の加重基準」のうち、「a」については校長指導もしくは行政措置1回につき+1、「b」については懲戒処分1回につき+3をそれぞれ加重する。

◇処分量定の決定は、各基準表に基づき、指導の場面や体罰・暴力行為等の態様等、必要に応じて加重及び軽減し、総合的に判断する。

◇「非違行為のない児童生徒」とは、例えば部活動の練習中に指示通りにプレイできない、ミスをする児童生徒や、授業中の問題を解くことができない児童生徒等のことを表しています。以上は例示にすぎず、様々なケースが考えられます。

◇本基準を基準とし、個別の事案ごとに**総合的に判断して処分等の量定を決定**します。

◇「**正当防衛又は正当行為**」と考えられる事案については、**本基準は適用しません**。

